

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 平成二十七年年度地籍調査事業計画の変更……………
- …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)…
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………
- …(都市整備局市街地建築部建築指導課)…
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 建築基準法による一団地の区域……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…
- 建築基準法による意見の聴取(二件)……………(同)…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…
- 開発行為に関する工事を完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………
- …(環境局総務部環境政策課)…

告示

●東京都告示第千八百八十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により定めた平成二十七年年度地籍調査事業計画を変更し、次のとおり調査地域を追加したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十七年七月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

調査を行う者 調査地域 調査期間

江戸川区 江戸川区松島一丁目の一部 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

●東京都告示第千八百八十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社 杜国際 確認検査センター	構造計 算適合 性判定 の業務 を行う 事務所 の所在 地	中央区八重洲二丁目四番一号常和ビル	中央区八重洲二丁目四番一号ユニゾ八重洲ビル	平成二十七年七月十日

●東京都告示第千八百八十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年七月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区六本木七丁目三百十二番七、同 平成二十七年七月九日から同番十二まで、同番三十四、月八日
同番三十九から同番四十三まで及び同番四十六の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千八百八十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年七月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道
指定年月日
指定に係る道
路の位置
指定に係る道
路の延長及び
幅員(単位メ
ートル)

法第四十二条
第一項第五号
の規定による
道路

平成二十七
年七月七日
福生市大字熊
川字牛浜九百
八十四番二及
び九百八十九
番十一の一部

延長
三四・九〇
幅員
四・〇〇

●東京都告示第千八百八十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条
の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規
定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す
る。

平成二十七年七月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東大和市桜が丘三丁目四十四番十四 平成二十七年五
月二十日
及び同番三十一

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦
町四丁目六番三号)

●東京都告示第千八百八十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条
第一項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条
第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取
(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会
の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対
し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由と
なる処分についての利害関係を記した書面を提出してくだ
さい。

平成二十七年七月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 公聴会を行う日時 平成二十七年八月六日(木曜日)
午後二時三十分から

二 公聴会を行う場所 平尾自治会館二階和室
稲城市平尾三丁目七番地の一

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指
導第一課指導第一係(東京都立川
合同庁舎二階)
立川市錦町四丁目六番三号
電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 千代田区九段南四丁目八番二十四号
所氏名 学校法人日本大学 理事長 田中 英壽
建築敷地 稲城市大字坂浜字十九号一三八二の一ほか
地域地区 第一種低層住居専用地域
等

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 大学施設(学生寮、増築
及び用途 管理棟ほか) 大学の運動施設(学
生寮ほか)

敷地面積 約五六、二一九平方メートル 増減なし

建築面積 約一、六二九平方メートル 約一、三三九平方メ
ートル

(合計約二、九六八
平方メートル)

●東京都告示第千八百八十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条
第一項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条
第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取
(以下「公聴会」という。)を行います。

平成二十七年七月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

延べ面積 約一、九九三平方メートル 約三、二二一平方メ
ートル
(合計約五、二一四
平方メートル)

構造及び 鉄骨造 地上三階ほか
階数 高さ 九・九五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

一 公聴会を行う日時 平成二十七年八月六日(木曜日)
午後四時から

二 公聴会を行う場所 多摩市役所 東庁舎 一階会議室
多摩市関戸六丁目十二番地一

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指
導第一課指導第一係(東京都立川
合同庁舎二階)
立川市錦町四丁目六番三号
電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため
 建築主任 板橋区加賀二丁目十一番一号
 所氏名 学校法人 帝京大学 理事長 沖永 佳史
 建築敷地 多摩市大字和田字十六号一三六一番一ほか
 地域地区 第一種低層住居専用地域
 等

申請の概要

工事種別 新築
 及び用途 更衣室及び倉庫
 敷地面積 約三一、〇一〇平方メートル
 建築面積 約四五二平方メートル
 延べ面積 約五八四平方メートル
 構造及び階数 鉄骨造 地上二階ほか
 高さ 七・一メートル
 適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日
平成二十七年六月十八日
 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人リアルタイム地震・防災情報利用協議会
 三 代表者の氏名
大保 直人

四 主たる事務所の所在地
東京都台東区鳥越二丁目七番四号

五 定款に記載された目的
この法人は国内外の関係機関と協力して、地震、洪水、津波等のリアルタイム防災情報の活用によって、国内外における地震等の災害軽減に貢献する事を目的とする。
 （以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十七年六月十八日
 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さわやか青少年センター
 三 代表者の氏名
有馬 正史
 四 主たる事務所の所在地
東京都杉並区上荻一丁目十八番六一五〇一号
 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、青少年に直接的に主体的な遊びやボランティア活動、多様な体験学習等の機会を提供する青少年健全育成事業やフォーラム・講演会等によって、青少年の人間力の必要性、支援の

方法等を学ぶ機会を提供する普及啓発事業、青少年の人間力を育むための調査・研究・開発・提言事業、さらに人間力の必要性や事業の成果をホームページや書籍等によって広く社会に周知する広報事業等の事業を通じて、青少年が主体的に「人間力」を育むことに寄与することを目的とする。

なお、「人間力」とは、自ら意欲的に生きていこうとする「自助の力」と、助け合って生きていこうとする「共助の力」をいう。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十七年六月十八日
 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人Ohana
 三 代表者の氏名
春口 明朗
 四 主たる事務所の所在地
東京都国分寺市戸倉一丁目二番四号 第三元町荘一〇五号
 五 定款に記載された目的
この法人は、知的障害者をはじめとして、どんな障害のある人でも、自分の住む町で豊かに、ひとつの家族（Ohana）のように支えあい、暮らしていけるようにするために、就労支援のための事業、デイサービスやグループホーム等の地域生活支援や余暇の充実を図るための事業、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業などを行い、地域と社会の福祉の増進を図り、又、一般市民へ障害の理解を働きかけるなどの啓発活動を行

うことで、地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年七月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

昭島市宮沢町二丁目二百五十八番七及び同番九から同番十二まで 立川市羽衣町三丁目十番十二号 近代建物株式会社 代表取締役 新藤 幸男

二 武蔵村山市中原一丁目三番十二番地七 東大和市向原四丁目二番地七 株式会社キョーワハウス 代表取締役 小松 茂

日野市南平四丁目八番四十九、九番一の一部、同番一地先、同番二の一部、同番七から同番十二まで、同番二十一、同番二十六の一部及び同番五十三号 千代田区九段南三丁目五番五号 株式会社SIP 代表取締役 松本 佳祐 株式会社フージャースアベニュー 代表取締役 森 俊哉

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九

十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、(仮称)竹芝地区開発計画について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年七月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 株式会社アルベログランデ 代表取締役 星野 浩明 中央区日本橋二丁目一番十四号

二 対象事業の名称 (仮称)竹芝地区開発計画

三 工事着手の予定年月日 平成二十七年八月一日

四 工事了了の予定年月日 平成三十二年三月三十一日

五 届出日 平成二十七年七月十三日

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

